主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

以上の次第で、本件抗告は法律上許されないものであるから、同法第四百二十六 条第一項に則りこれを棄却すべきものとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 板垣市太郎 裁判官 松村美佐男 裁判官 細野幸雄)